第95回 近江八幡市安土町地域自治区地域協議会

会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第95回(平成30年度第2回) 近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時: 平成30年5月22日(火)午後1時30分

場 所:安土町総合支所3階旧議員控室

- 1. 開会
- 2. 経過報告
- 3. 報告事項
 - ・安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換

参考1

- 4. 協議事項
 - ・地域自治区終了までに検討すべき事項の進め方について

資料1

- (1) 意見交換の対象者について
- ○対象者(案)
- ① まちづくり協議会
- ② 自治会
- ③ 民生委員及び社会福祉協議会
- (2) 意見交換の内容について
- ○意見交換の議題(案)
- ① まちづくり協議会事業を推進するにあたっての課題について
- ② 自治会の運営に関する課題について
- ③ 団体の運営に関する課題について
- 5. その他

(連絡事項等)

- 6月会議運営部会は、6月 6日(水) 13:30から 6月定例会は、6月25日(月) 13:30から(案)
- 6. 閉 会

会議録

●会議の名称

安土町地域自治区地域協議会 第95回(平成30年度第2回)定例会

●開催場所 近江八幡市安土町総合支所3階旧議員控室

●開催日時

平成 30 年 5 月 22 日 (火) 13:30~15:20

●出席者(委員等)

安田惣左衞門会長、茶野初美副会長、伊藤洋子委員、可須水弘美委員、

小杉稔委員、志井和美委員、善住元治委員、仙波謙三委員、矢場義章委員

(事務局)

地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…小西支所長、嶋川次長、赤松主幹

●議題及び議事

報告事項

安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換

協議事項

- ・地域自治区終了までに検討すべき事項の進め方について
 - (1) 意見交換の対象者について
 - (2) 意見交換の内容について

事務局

第95回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。

本日の会議につきまして、澤委員から、欠席の連絡がございました。

また、宗野アドバイザーから、欠席の連絡がございました。宗野アドバイザー におかれましては、「会議内容等で疑問点が生じましたら、相談いただいて後日 意見・回答させていただきます。」と連絡がございました。

本定例会は、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定により開催しております。本日の定例会出席者 9 名により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

開会に際しまして安田会長よりご挨拶をいただきます。

会長

(あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

続きまして、小西支所長がご挨拶申し上げます。

事務局

(あいさつ)

事務局

これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、協議書の規定に 基づき、安田会長にお願いいたします。 会長

それでは、規定に基づき、議長を務めます。なお、本日の会議は 15 時 30 分をめどに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

会議次第に基づき、議事に入りたいと存じます。

前回(4月18日)の定例会以降の会議運営部会の活動について部会長の私から 報告します。

会議運営部会は、5月9日に開催し、定例会の議題について協議を行いました。 4期から5項目の総括的まとめを受けまして、5期がスタートしたところです。 次第にもあります意見交換をする団体について、まちづくり協議会、各自治会、 また、福祉、子どもや高齢者の課題などにご尽力いただいています民生児童委員 及び社会福祉協議会の方々とします。意見交換の内容ですが、まちづくり協議会 に対しては、事業推進にあたっての課題。自治会に対しては、各単位自治会についての課題。民生児童委員及び社会福祉協議会に対しては、組織運営に関する課 題とすることを(案)として、定例会にお諮りするということになりました。それ以外では、防災行政無線や安土福祉自動車の意見も出ております。

以上、会議運営部会の内容です。

ご意見・ご質問はありますか。

無いようですので、次に進みます。

広報編集部会員の皆様は、本日の定例会終了後、平成 30 年度第 1 回広報編集 部会を開催いたしますのでご出席をお願いします。

次に、意見箱に寄せられた意見が1件ございました。

内容について事務局から説明をお願いします。

事務局

※提案の概要を説明

会長

内容を見ますと地域協議会への提案ではなく行政に対して提案されていますので、地域協議会が設置している意見箱に入っていたものですが、行政でこのような内容を取り扱う部署があるのか確認したところ、秘書広報課が対応していただけるとのことです。この件については、秘書広報課に依頼していただきたいと思います。

そのように取り扱いをしたいと思いますが、それでよろしいですか。

副会長

地域協議会ができることではないと思います。

会長

行政に対してのご意見だと思います。協議会で議論して回答するものでもない と思います。意見箱の内容としては、いいことが書かれていますので、適切な回 答をしていただいたほうがいいのではないかと思います。 副会長

行政からご本人に回答がされるということですか。

会長

担当課からの返答によっては、地域協議会で回答することもあります。

事務局から、担当課への対応をお願いします。

次に報告事項に進みます。

事前に資料送付されている安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組みにつきまして、ご意見ご質問はございませんか。

ご質問等ないようですので、本件については以上とします。

次に、4 月定例会でお諮りした行政等からの委員の選出のうち、風景づくり委員につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局

風景づくり委員会の委員につきまして、4月定例会におきまして、矢場委員を 推薦するご意見がありました。矢場委員におかれましては、途中退席された後で あったため、後日、お伺いさせていただきましたところ、就任をご承諾いただき ましたので報告させていただきます。

会長

矢場委員よろしくお願いします。

次に協議事項に進みます。

地域自治区終了までに検討すべき事項について、資料1のとおりですが、そのことに関する意見交換会をどのような市民代表とすべきかについて会議運営部会では案として、次第に記載してあります3団体としました。また、スケジュール的に大丈夫でしたらほかも検討したいと考えています。

この件について、何かご意見はありますか。

まちづくり協議会は、両学区共に事業中心の活動をされていますので、事業についての課題についての意見交換。自治会については、以前意見交換を行いましたが、とても幅広い意見が出ました。そこで、今回は、自治会運営していくための課題に絞って行いたいと思います。

副会長

まちづくり協議会との意見交換会は、安土学区と老蘇学区を別々に行うのですか。合同で行うのですか。

会長

合同で行うことを考えています。

まちづくり協議会は、部会から1名とか人数を限定すれば集まっていただける会場はあります。しかし、部会から複数名となってきますと、安土学区と老蘇学区が集まれる会場はありませんので、意見交換会の出席者人員を整理していけば一緒にできると思います。

委員

安土学区まちづくり協議会は、6部会です。

会長

老蘇も6部会です。したがって、両学区合わせて12部会ですので、各部2名 程度であれば、合同で行うことは可能だと思います。

委員

安土学区と老蘇学区が、話し合うということが今まで無かったと思います。

会長

地域協議会の目的とするものにプラスして、両学区のまちづくり協議会の活性 化につながる機会になれば一番いいと思います。

委員

今までの意見交換会は、地域協議会が主催しましたが、それがどのようになったのかがはっきりしません。

地域協議会として何をするのか。地域協議会として話を聞いて、行政に投げかけだけをするのか。我々で形を作って市長に提案をするということを決めるのですか。

会長

提案ができれば一番いい。しかし、内容によっては提案や提言ができるような ご意見や課題ではなく、解決できないような課題が出た場合は、地域協議会で対 応できないと思います。

委員

柳津地域協議会は、提案を行っています。こうすべきではないかということを 議論して提案していると思います。そういうものがないと、ストーリーを作って、 やらないといけないと思っています。

会長

近江八幡市協働のまちづくり基本条例の背景には、具体的行動計画が無い。第2次地域福祉計画は具体的な内容になっています。ただ、末端地域の活動になぜ結びつかないのか。自治会においては、市民自治基本計画に具体的なことが書かれています。近江八幡市安寧のまちづくり基本計画をよく見ますといいことが書かれているのですが、末端自治会に結びつくことがなかなかできていない。立派な計画、条例の下に具体的計画がかなり多く書いてあるのですが、一歩踏み込めていない。学区ごとに事情が異なるので、学区に合った仕組みを意見交換の場では、問いただすというようにもっていければいいのではないかと思います。

委員

安土福祉自動車についてですが、合併前に、社会福祉協議会安土支所が、ミニデイサービスを第1第3金曜日に常楽寺で実施されていました。老蘇や下豊浦などの地域から来られていました。社会福祉協議会の職員が月2回来て実施されていました。それが、合併によってなくなりました。そしたら行き場所が無くなり大変困ったわけですけれども、みんなで話し合っている中で、社会福祉協議会の

重野課長から、滋賀県の補助金があるので3年間は事業継続ができる。3年たったら自分たちでやってくださいということを教えていただいて、今年で2年目になるのですが、少しずつ知恵を出し合って行っています。意見交換で、民生委員や社会福祉協議会は、こんなことをしていますということの説明で終わってしまうのではないかと思います。もし可能であれば、委員の皆様に一度来て頂いて、どういう方が来られて、福祉自動車はどのように使っておられて、というあたりを知ってもらえるといいと思います。今なら福祉自動車で3人とか4人が一緒に来られています。経費ということであれば難しいということになるかも知れませんが、お買い物バスなどが運行しているところもあるので、無理だということではなくて、私たちが困っているということを見ていただきたいと思います。

会長

伊賀市では、イオンが買い物バスの事業を担っています。当地域は、社会福祉協議会と協力して、事務局は社会福祉協議会で行っていただきながら、地域の皆様が協力しながらそういう輪を作っていかないといけないだろう。これにつきましては、新市長にお話に行った時に、福祉自動車につきましては、あくまで自分の主観であるが、これは安土だけの問題ではない。全市に渡って、何とかしないといけないと考えているとおっしゃっていましたので、いろいろ考えて協力要請をした場合には、協力していただけるのではないかなと思います。また、市民の健康な者も協力していかないといけないと思います。先立ちますのは、車両の確保や保険関係などです。第4期のときに社会福祉協議会とお話させていただきました時に、保険は社会福祉協議会で取り扱っていると聞きました。お忙しいとは思いますが、何とかご協力いただきながら、一歩踏み出していくことを考える時代ではないかなと思います。

委員

お買い物は大変楽しいものなので、自分でできるということが力になります。 あかこんバスは、お買い物には不便だと思います。

副会長

福祉自動車は、こまめに回ってもらうのがいいと思います。

委員

地域の課題について、行政がやることに対して不満を持っている方がいます。何をすべきか、地域づくりをどうするのかという仕組みを作らないといけない。

行政がすべきことと地域住民がすべきことを地域住民がまず考えないといけない。そういう仕組みを作らないといけない。民間にやれというだけではできない。行政がそういうことをうまく手立てをして住民ができる体制をとっていったらいいと思います。

会長

地域協議会でなぜ意見交換を行うのかというと、まちづくりは地域住民が考えていかないといけない。我々と行政とがどのような役割分担を担っていくんだと

いうことを整理したいために意見交換をするということを冒頭にお話しながら ご意見を求めたほうがいいと思います。

意見を聞きながら、聞いたことをどのように進めていくかということが意見交換後のまとめの肝心なところです。そういうようなことを考えながら意見交換に望み意見交換参加者にもそのようなことをお伝えしながら、実施する必要があると思います。

委員

まち協自体幅広い地域活動全般の活動をしているので、例えば防災の話をしようとしたら防災の専門家からの話を聞かないと分からないし、全てのまち協で取り組んでいる課題がいっぱいあります。

会長

各まち協で6事業部会くらいあるので、それぞれの事業部会から幅広く意見が 出たらまとめられないので、絞り込んでしたほうがいい。

皆さんのお考えはどうですか

委員

絞ったほうがいいが、みんなが言いたいことを言うとまとまりがつかない話が 出てくるので方向性を決めたほうがいい。市にどういう提言をしていくかという ように持っていくのであれば、方向を絞っていかないとまとまらないと思いま す。

委員

組織の委員の持っている課題は個別課題です。その問題はなぜ起こるのか、ということを我々は見届ける必要があります。例えば提案する制度が無いというのであれば、仕組みの問題なんです。そこだけ押さえると、このように変えるよということで問題が解決する仕組みができるのです。

副会長

地域協議会はあと2年で終了します。いろんな意見を聞いて提言すべきと思います。2年たったら、まちづくり協議会が主体となって、みんなで盛り上げるという風になるんですね。地域協議会的な役割をまちづくり協議会がどのような形で進めていくか。地域協議会的な考えを何かに求めていくという道というものはどのようにしていけばいいのか。安土の場合は今までの良いところを残したいとかいう思いがあるので難しいと思います。

会長

課題というのは、その背景が分からないと解決にはならない。今でも、防災については、末端自治会が取り組んでいます。まちづくり協議会事業と末端自治会の事業を一つにしていかないと組織として矛盾が生じます。

委員

安土のまちの 10 年後 15 年後について考え、今こういうことが大事であるということをまちづくり協議会で考えているのですか。

委員

3ヵ年計画は立てています。

会長

まちづくり協議会の事業計画の3ヵ年計画です。まちづくり3ヵ年計画ではありません。自治会とまち協が一緒になっている形の計画を起こさないといけないと思います。

委員

まち協と自治連合会が一緒に協議しないと行けない。

運動会、スポーツ部会や防災については、自治連合会が主体で行っています。

委員

恵那市の地域協議会では、地域計画の作成をされています。それを作るために、 地域懇談会もかなりされています。

会長

我々の地域協議会は、合併後 10 年で終わる。今後これに変わる機関はないのです。まちづくり協議会の延長線上にも無い。ならば、提案して、自治会とまちづくり協議会が、学区協議会を置いて、学区全体のことを継続で協議することを行うことによって、我々が達成できなかったことは、学区協議会において引き継いでいただくような組織提案をしていく。そのことによって、継続的な審議はつながると思います。学区全体のことを考える機能が必要ではないのかと思います。

委員

他団体との意見交換ですが、地域協議会はあと2年で終了します。2年後に地域協議会でやっていることを誰がやるのか。意見を聞くのではなく、こちらからどういう形でまとめるのかという風にしておかないと、各自治会が大変であるという意見しか出てこないと思います。

私は、安土のまちづくり協議会の役員をやっていますが、地域自治区が、終了 すればどこが行うかということになるわけで、そのことを投げかければいいと思 います。

会長

自治区終了後の地域を考えて、皆さんの合意形成ができるような仕組みをつくること。その一例が、地域協議会が終了するので、これから出てくる課題については、学区で順次検討いただくような機関を設け、そこで検討したものを各団体に提案していくということに切り替えてはどうですか。

これから少子高齢化が進む中で、どのようなまちづくりの課題があるのか。学区内に協議会制を敷いて協議をする仕組みを提言するということです。

事務局

近江八幡市協働のまちづくり基本条例第 30 条に学区まちづくり協議会のこと が謳われています。第1項に、地域の特性を活かした住みよい地域をつくるため、

学区まちづくり協議会等の地域自治組織を設置するものとします。第2項に、学 区まちづくり協議会は、その学区のすべての市民に開かれたものとし、市その他 組織等と連携しながら、学区まちづくりを進めるものとします。このことは、今、 言われておられたそのものだと思います。第3項に、市は、各種計画の策定又は 政策形成に当たっては、学区まちづくり協議会の自主性に配慮するとともに、そ の意思を可能な限り反映させなければなりません。といいますのは、旧近江八幡 でもどちらかというと計画をがちがちに作って、どこの学区でも金太郎飴という ことがありました。但し、それではそれぞれの地域の特性がぜんぜん違うという ので、もめてきまして、私の記憶では、この条例ができたときにその部分を地域 の今までの文化なり、そういうものに合わせた形で見直しをしましょう。その代 わりまちづくり協議会が活動されるために一定の交付金をお支払いしましょう ということになりました。近江八幡というのは、中世の城から近世の城まで3つ あります。そのようなところは近江八幡しかないのです。近世の扉を開いたのは 安土城を築いた織田信長です。武家の城下町は、織田信長が作ったものです。そ の周りには、六角氏が、脈々と持っていた既存の集落を取り込んでまちづくりが できました。これが 10 年もたつと八幡に城が築かれます。近世の中でも戦国時 代にはありえない碁盤の目の城下町ができています。しかも、堀から内側に武士 が入っているだけで、堀から外側は全て町人まち、職人まちです。どちらかとい うと明らかに近世のまちづくりの形態をしています。こんなまちは、ここしかな いのです。

また、石寺は観音様のお膝元で昔の城下町です。同じ近江八幡の中でも東老蘇、西老蘇があります。その隣には西生来があります。武佐から少し行くと馬淵です。これは中山道という文化で繋がっています。かたや城下町と朝鮮人街道という文化、それと、浜辺のほうに行ったら浜文化です。申し上げたようにそれぞれの地域はみんな違うのです。それが、金太郎飴にすることがいいのかという論議があって、この条例ができているのです。その部分では今言われたような内容のものが、本来であればまちづくり協議会の中にあるのではないのかなと思います。そうなってくると、新たな組織を作るのがいいのか。今のあるまちづくり協議会をもう1個脱皮をすると今行っておられた協議会なのかも知れません。ですので、そこの論議というのは両方のまちづくり協議会が思っておられると思います。活動されておられる方は、本来、こうあるべきではないのかということも思っておられると思います。そういう部分を拾いだされるというのも一つの方法ではないかなと思います。

先ほど仙波委員が言われたように、私もまちづくり協議会の役員をしていましたが、防災一つとっても課題がたくさんあります。人権でも課題がたくさんあります。まちづくり協議会の話をということになってきますと、自分たちの意見発表だけで終わります。そこで、下準備のための協議をされて、そこでチョイスするもの。もっと大きな話で、まちづくり協議会そもそもどうかという話をしまし

ようとか。という選択肢も出てくるのではないかなと思います。ですので、私は個人的には、実際に事務をしておられるまちづくり協議会事務局長と会長に地域協議会があと2年で終了するという状況、そういうものを率直に話されて、我々としてはこういうことを考えています。条例にはこういうことを書かれています。だから、何かうまく脱皮できる方法はありませんかねという投げかけをするというものも一つの方法かなと思います。意見交換会をする前に。それなら、ある程度、テーマが見つかるのではないかなという風に、今、皆さんの論議をされている中で、感じたことを申し上げました。

委員

まちづくり協議会が困っていること自体はないのです。何が困っているかというと、各集落、地域住民が困っているのです。まちづくり協議会は、集落の困りごとに気を配っていかないと何も解決しないと思っています。

委員

与えられた生活なり、与えられたもので生活はしていけると思います。何も考えずに、じゃあこれをお願いしますということに関して動いているということで、なかなか自分から考えて動くという機会がなかったと思います。与えられた生活に慣れてしまっている。結局は不満なりそういう意見ばかりが出て、じゃあどうするかという手段が全く考えることもできないですし、そういった引出自体が少なくなってしまっています。なので、例えばですけれども、市から、補助金を出すからこれをしてくださいという事業に慣れてしまっているので、新しいことに取り組むこともできないと思います。

地域協議会は直接市の担当課と話をする機会はありますが、2年後にはそれがなくなってしまうと、直接お話をする機会がなくなってしまって、まちづくり協議会が、直接市と交渉していく機会が増えていくと思います。その2年間の間にそういったことができる力をつけていただかないと、まちづくり協議会自体は与えられたことしかやっていけなくなってしまうのです。例えば、仙波委員がおっしゃったように、まちづくり協議会も困っていると思うのです。私もまちづくり協議会の役員をやっていますが、事業をこなすだけで、次、考えてることができるかというとどうしていいかという手段が分かりません。

しかし、成功例や参加してこういうことができたというような事例を経験することが出来れば、まちづくり協議会も自分の意見が通ったんだ、大きな組織を動かすことができるんだということがわかると思います。

地域住民が困ってる問題というのは、福祉自動車であったり、防災行政無線などです。福祉自動車については、車に乗っておられる方にはぴんとこないのですが、高齢者の方、障がいをお持ちの方などこれがないと何も買うことができないですし、何もすることが出来ない。そういった意見を誰が吸い上げるかというと民生委員になってしまいます。それをまちづくり協議会が行政にどのように伝えていくかとなったときに、ただの問題になってしまうと思います。だから、こう

いった問題を、課題としてまちづくり協議会との懇談会で話し合って、こういう 課題が残っていますが、まちづくり協議会にはどういった課題がありますかと か。どうしたらいいですかという意見をピンポイントに絞って出していくのもい いのかなと思います。ピンポイントに成功例なりを話すことによって、そういっ た道筋ができるのではないかと思います。

会長

まちづくり協議会の現状の、会長、副会長、事務局長に我々の思いを投げかけて、話し合いの中でヒントを求めて、そういう問題については、具体的な仕組みとしては、どうするべきなのか。ということが出てくるのではないかなと思います。我々が立てた仕組みを提言するように切り替えていけばいいと思います。

委員

農村地域の集落営農は、農地を活用したりして、集落営農の役割というのは大きいものがあります。

農業で健康増進ということで、お年寄りに出てきてもらっています。そういうことが地域づくりに大きな影響があります。そういったところで、幅広く考えてやってみると面白いかなと思います。

会長

本来自治会長は、課題を承知されていますが、それをどうしていくかということにはなかなかできない。地域のことを議論する場がない。そういう場がないと行政にどういうことをお願いしたらいいのか分からないということになります。

まちづくり協議会の役員に地域のことは何か考えていますかと聞くと、自分の 事務処理で精一杯で、そこまで考えられないと言われます。しかし、まちづくり 協議会がそういうことも条例 30 条に書いているんですよと投げかけたときには、 どういうご意見が出るのでしょうか。

副会長

地域の特徴というのは強みだと思います。そこをみんなが考えていって、協力 体制を取れるようになれば意見も言えるのではないかと思います。

会長

老蘇まちづくり協議会では、役員の任期が今年度で満了するため、来年どうするかという課題があります。ご協力いただいていますのは、末端自治会からあて職で来てもらった方が部会に入っていただくのですが、まちづくり協議会の任期は2年です。しかし、自治会の役は1年のため2年目は出席されないことが多くなります。安土地域の学区まちづくり協議会というもののあり方自身も考え直す時期には来ています。

地域のことをもう少し取り入れて欲しいと言うと今やっていることだけでもいっぱいなのにそんなことまで考えられないという感じなのです。

委員

まちづくり協議会と社会福祉協議会が別組織になっているから、まちづくり協

議会に専門職がいないから答えられないということがあるので、社会福祉協議会 に言ってくださいというようになります。

旧近江八幡は学区社協がある。安土地域とはそういう違いがあります。

会長

今までの生い立ちと財産があるからうまく行かないと思います。

もう少し、今後、地域協議会が終了した後という課題に向っては、協働のまちづくり基本条例第 30 条を活かしながら、工夫をし、組織体制を改善しながら条例に沿った学区まちづくりを行う。それが、住民の皆さんに幅広く喜ばれる組織となることを目指されたものです。

福祉自動車については、学区単位でボランティアを募りながらあるいは社会福祉協議会の支援をいただきながら運行サービスを実施していくのがいいと思います。

委員

それについては、予算がないですね。市の補助金に加えて住民の負担分が必要になります。他の地域はもっと補助金が高いところもあります。

会長

福祉自動車の運行に本来必要な金額をもらってでも運行していかないといけないと思います。

委員

とにかく地域の方が買い物にいけるというのが大事だと思います。

委員

いろんなところで福祉自動車のようなことをされています。そういう参考例を 利用したらいいと思いますし、ある地域では社会福祉協議会が主体となって、ボ ランティアにお願いし、保険は社会福祉協議会が負担して、月 1000 円で、付添 いと運転を行うサービスの事業が行われています。

会長

皆さん。意見交換につきましては、もう一度検討して、まちづくりを充実させるべき仕組み、体制というものはどうあるべきかというたたき台を作った中で、まちづくり協議会に提案をする方向で、進めたほうがいいのではないかというご意見がございましたので、ひとまず、意見交換をやめたうえで再検討し、もし、知恵が出にくいようであったら、まちづくり協議会の正副会長及び事務局長と内容を協議しながらヒントを得る機会を持ったらいいと思います。

意見交換は、課題を絞り込んだとしても団体によっては幅広くなりますので、言われた意見をどうまとめるのかという課題も出てきます。ひとまず意見交換は、考え直すということでよろしいですか。

異論がないようですので、意見交換はひとまずやめまして、我々も勉強し、そのための意見は聞きながら、今後のまちづくりのあるべき姿はどうあるべきかというところのたたき台を研究いたします。それを団体に投げかけるような方向へ

の転換をするということでよろしいですか。

委員各位にはご検討いただきまして、まちづくり協議会は事業推進をしていただいていますが、学区全体のまちづくりを考えるということはなかなかないということです。協働のまちづくり基本条例第 30 条にもあるように、行政としては幅広い自由を学区に与えてくれています。それをどう活かすかというところが一番の目的ではないかと思います。

委員

たたき台を作らないといけないと思います。

委員

協議会全体で作るのか。部会で作るのかを決めないといけないと思います。

会長

事務局と相談しながら、皆さんと議論するたたき台について相談をしたいと思います。

まちづくりについて、基本的には、協働のまちづくり基本条例第 30 条を学区 まちづくり協議会は活かしきれていない。活かしきればだいたい解決していくと いうことになります。

たたき台につきましては、委員にもお考えいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

各委員からその他何かございますか。

委員

安土学区まちづくり協議会の取り組み状況の表ですが、日と曜日の記入が老蘇 とは違いますが、どうしてですか。

事務局

各まちづくり協議会からいただいたものをそのまま資料とさせていただいています。レイアウトにつきまして、今後は、十分に確認をいたします。

会長

事業が多いので、まちづくり協議会も大変だと思います。もう少し事業が減ら せないのかと思います。

委員

人材がいないということですよね。安土学区も同じことが言えます。やる気のある方がまちづくり協議会に集まって欲しいと思います。これから先のまちづくり協議会のあり方が言われていますが、これから先の自治会のあり方も同じことが言えると思います。

会長

10年先のことを考えても始まらないので、5年後どうするかということを考えないといけない。

委員

内野は集落営農が大変進んでいるまちですが、聞くところによると、若い人が

集落営農に入ってこない。そのため集落営農を継ぐ人がいないので、運営が成り立たなくなる心配があります。

会長

今まで動いていただいた方が年を取って動けなくなった。それをカバーする人 がいないのです。

委員

人材をうまく取り込んでいくような組織にしないといけない。

副会長

ある意味、役をもらったから、責任があると思ってやっているところがある。 あて職の人にお願いしますといってもいいのではないかと思います。

委員

信長祭りでも昨年からまちづくり協議会が実施しています。担当されているのは、まちづくり協議会の役員ではなく専門の人がこの祭りだけやっています。

副会長

その人には報酬が払われているのですか。

委員

払っているのかどうか聞いたことがない。

会長

それでは、本日の協議につきましてはご理解と今後に向ってのご検討をよろしくお願いします。

本日の協議は以上とさせていただきます。

6月の会議日程ですが、会議運営部会については、6月6日水曜日13時30分から開催させていただきます。また、6月の定例会につきましては、6月25日月曜日13時30分からと提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

都合の悪い方はおられないようですので、ご出席よろしくお願いします。

なお、このときまでに、事務局と相談しますが、本日の協議事項の点でお考え がございましたら、ご意見をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、本日の会議は終了したいと思います。

閉会に際しまして、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 15:20】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所 住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320 E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp